

霞ヶ浦・北浦，涸沼に係る総合的な環境保全対策の充実強化について

＜提案・要望先＞ 環境省，国土交通省，農林水産省

＜提案・要望内容＞

本県は，霞ヶ浦をはじめとする豊かな湖沼環境を有しており，生物多様性の保全や水質浄化など湖沼をとりまく環境問題に取り組んできたところであり，平成 30 年 10 月には県内で第 17 回世界湖沼会議が開催されることとなっております。

霞ヶ浦の水質については，湖沼水質保全計画を 5 年ごとに策定するとともに，「茨城県霞ヶ浦水質保全条例」を平成 19 年度に制定し，さらに，平成 20 年度に導入した森林湖沼環境税の課税期間を平成 25 年度から 5 年間延長し，浄化対策に取り組んでいるところです。

その結果，汚濁負荷量の削減は進んでいるものの，霞ヶ浦の湖内の COD は概ね横ばいで推移しており，依然として長期ビジョンとは隔たりがあることから，流域の負荷削減対策とともに，湖内対策にも一層取り組む必要があります。

湖岸には現在ミズヒマワリ等の特定外来生物（水生植物）の群落が多く見られ，生態系等に影響を及ぼす懸念があることから，生物多様性の保全に向けて早期に対策をとる必要があります。

また，関東唯一の汽水湖である涸沼は，スズガモなどの多数のカモ類をはじめ 88 種以上の鳥類が確認されているほか，魚類ではニホンウナギ，昆虫類ではヒヌマイトトンボなどの絶滅のおそれのある種の生息が確認されており，平成 27 年 5 月には，特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地として，そこに生息する動植物の保全と，その賢明な利用を促進することを目的とするラムサール条約へ登録されたところです。

つきましては，霞ヶ浦に係る環境を保全し，持続可能な利用を図るとともに，地域と一体となった涸沼の豊かな自然環境の保全と賢明な利用を通じた地域振興を図るため，下記事項について要望いたします。

記

1 湖内対策・流出水対策（面源対策）等の推進について

霞ヶ浦・北浦については，管理者である国において，水質浄化，生物多様性保全等のため次の措置を講ずること。

- (1) 国が行っている試験の結果等を踏まえ、底泥からのリンの溶出抑制対策などの水質浄化対策を早期に実施すること。
- (2) ウェットランド、水生植物帯、砂浜の整備や、堤脚水路における堆積土砂の定期的な除去などを推進すること。
- (3) アオコの発生が見られた場合は、今後も早期に河川への遡上防止及び回収を図ること。
- (4) 生態系等に影響を及ぼすおそれのあるミズヒマワリ等の特定外来生物の除去を早期に実施すること。

2 水質保全意識の醸成について

県民の水質保全意識の醸成を図るため、霞ヶ浦水質浄化のための各種対策の実施状況やその効果について、県内外への情報提供に努めること。

また、県や市町村と連携し、県民や市民団体による水質保全活動を支援すること。

3 高度処理型浄化槽の設置及び単独処理浄化槽からの転換促進について

富栄養化の原因である窒素・リンの除去能力が高い高度処理型浄化槽の設置を一層促進するため、必要な予算を確保すること。

また、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するため、支援制度を拡充すること。

4 平成30年に本県で開催される第17回世界湖沼会議は、国内外の研究者、住民、農林漁業者、事業者、行政など湖沼に関わりを持つ全ての人々が情報の共有、意見交換を行う場としていることから、当会議への積極的な参画と支援策を講ずること。

5 湖沼の保全と賢明な利用、それらを支える交流・学習を推進する拠点施設として、水鳥・湿地センターを整備すること。

6 自然環境の保全及び湿地の賢明な利用を通じた地域振興を実施するための支援を行うこと。